

# 「氷見市子育て世帯給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取り組みの一環として、氷見市では独自に、「氷見市子育て世帯給付金」の支給を決定しました。

この給付金は、令和2年6月分の児童手当を受給し、かつ令和2年5月31日時点において、氷見市に住民票を有する者に対し支給されます。

対象となる方は、申請期間内に申請するようにしてください。

申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明が必要です。[申請書に必要事項を記載し、所属庁の証明を受けた上で](#)、氷見市子育て支援課へ申請してください。

## 支給要件

### ■ 支給対象者

令和2年6月分の児童手当を受給し、かつ令和2年5月31日時点（基準日）で氷見市内に住民票を有する者

※令和2年6月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。

※特例給付の受給者とは、令和元年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

[児童手当 所得制限限度額]

扶養親族等の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

(注)

○所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

○扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和2年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、氷見市子育て支援課までご相談ください。

※令和2年6月分の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなった場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。

※令和2年6月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯給付金の支給を受けることができます。詳細は、氷見市子育て支援課までご相談ください。

### ■ 対象児童

支給対象者の令和2年6月分の児童手当の対象となる児童

## 支給金額

### ■ 支給額

対象児童1人につき**10,000円**

裏面もご確認ください。

## 申請方法

- **申請先** : 氷見市市民部 子育て支援課 子育て応援担当  
(窓口へ持参するか、郵送にて申請してください。)
- **申請期間** : 令和2年7月1日から 令和2年12月25日 [消印有効]
- **提出書類** : ①**申請書(様式第3号)**
  - ➡先般の「子育て世帯への臨時特別給付金」について、氷見市へ申請があった方には、氷見市より申請書を送付します。  
(氷見市ホームページでも様式をダウンロードできます。)
  - ➡必要事項を記入の上、一度、各所属庁給与担当課にご提出ください。給与担当課で令和2年6月分の児童手当の受給証明を受けた後、氷見市子育て支援課へ提出してください。②**振込口座が確認できる書類**  
金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

## 給付金の受取方法

申請書に記載された児童手当振込口座等の指定の金融機関口座に入金されます。  
※指定していた口座を解約・変更等し、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、指定口座変更手続等をお願いいたします。  
解約・変更等により振込が行えない場合、子育て世帯給付金は支給されないもので、令和3年1月29日までに必ずご対応をお願いいたします。

## 注意事項

- ・「申請書」は申請時まで大切に保管してください。
- ・「申請書」の記載事項について、証明を行った所属庁等から照会があった場合は、申請書の記載事項の範囲内で回答しますのでご了承ください。

## 申請・問い合わせ先

〒935-8686

富山県氷見市鞍川1060番地

氷見市市民部 子育て支援課 子育て応援担当

TEL 0766-74-8117 FAX 0766-30-2913